資料 4−1

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針（案）［概要版］

平成２３年１２月２０日
宮　　城　　県

１　策定の趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）による被害等に対応するため，県の総合的な対策についての基本的視点や個別取組方針を県民に示すものである。

２　方針の位置づけ

基本方針は，原発事故被害対策についての基本的視点等を示すものであり，この基本方針に基づき，国や県の予算措置状況等を踏まえながら，具体的取組と事業をまとめた「実施計画」を策定する。

なお，現在までのところ原発事故の被害の全容が明らかになっておらず，また，今後，食品の安全基準の改定等が予定されていることから，適時適切に見直しを図る。

３　主な内容

（１）目標

震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量※１ミリシーベルト以下の県土づくり～

これまでに誰も経験したことのない未曽有の原子力災害に正面から向き合い，震災以前の安全・安心なみやぎを再生するために，県は市町村・民間団体・県民と一体となって，目標達成に向けて取り組んでまいります。

（２）目標達成のための基本的視点

(1) 不安解消のための徹底した対応　～県民の目線に立った対応～

・監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により，きめ細かな測定を行うとともに，測定結果を迅速に公表します。

・住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。

(2) 徹底した放射線低減化システムの構築　～年間放射線量１mSv 以下の目標達成～

・放射線低減化システムを構築し，生活環境から放射性物質を除去するとともに，県民への周知を図ります。

※放射線低減化システムの流れ

除染（放射性物質の除去）　⇒　保管（生活環境から隔離）　⇒　減容（焼却等による容積の減少）　⇒　封じ込め（遮へい・埋却）

・５年以内の目標達成を目指し，汚染状況重点調査地域を中心に市町村と一体となって除染を推進します。

・汚染稲わら等の処理については，国の方針に基づき適正な処理に努めます。

(3) 県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養　～『確かな情報・確かな知識』～

・放射線・放射能に対する情報を県民一人一人が正確に理解できるよう，セミナー開催や出前講座の拡充のほか，あらゆる機会を通じて，正しい知識の普及啓発を図ります。

※目標中の「年間放射線量」は「年間追加被ばく線量」を意味します。

【基本方針の概念図】

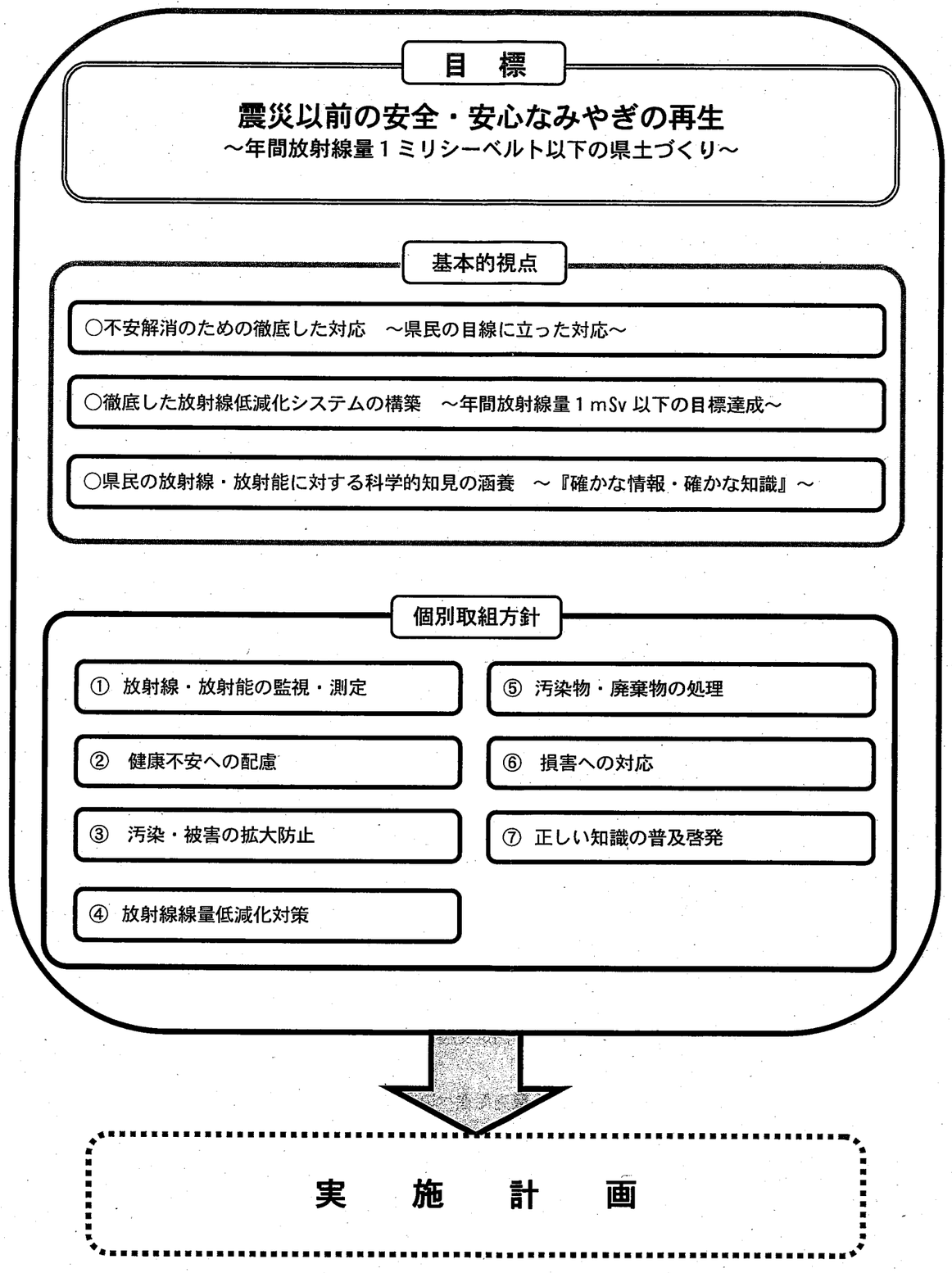

（３）個別取組方針

目標達成に向けた個別取組方針及び主な取組内容は次のとおり。

①　放射線・放射能の監視・測定

○空間放射線線量のモニタリング

・全市町村における継続的な定点調査

・県内各市町村へのモニタリングポスト（連続測定器）の配備

○放射性物質のモニタリング

・検査対象品目の拡充

・水田，畑地土壌や家畜飼料等の検査

・港湾における海水，工業用水や上下水道発生汚泥等の測定

○住民ニーズに対応した測定機器の整備

・県民持ち込みの農産物等を検査するための体制整備

②　健康不安への配慮

○健康への影響を検討するための有識者会議の設置

・有識者会議において健康の影響や健康調査の必要性の検討

③　汚染・被害の拡大防止

＜放射性物質汚染の拡大防止＞

○飲食物による放射性物質汚染の拡大防止

・暫定指標値や暫定規制値を超えた場合の出荷制限等の徹底

＜経済的被害の拡大防止＞

○金融・経営支援

・風評被害等により業績が悪化した中小企業者等に対する相談体制の充実

・出荷制限や風評被害を受けた農林水産業者に対する経営継続の支援

・輸出関連産業に対する取引継続等のための支援

○技術支援

・農林水産業者に対する検査体制等の整備のための支援

・工業製品を対象とした残留放射能の測定支援

○安全性のＰＲ

・県内産農産物等の安全性のＰＲと販売促進への支援やイベント等の開催

・県内の観光の魅力を情報発信するためのキャンペーンやイベント等の開催

④　放射線線量低減化対策

○除染実施市町村と一体となった取組の推進

・市町村に対する除染支援チームや環境審議会への専門委員の設置，県と市町村による除染対策連絡協議会の設置

⑤　汚染物・廃棄物の処理

○放射性物質による汚染物の処理の円滑化

・国の基準に従った汚染物処理の円滑な推進

○放射性物質濃度が基準値を超える廃棄物等の国による処理の促進

・放射性物質濃度が 8,000Bq／kg を超える廃棄物等について最終処分までを国が主体的に責任を持って行うよう求める要望の実施

⑥　損害への対応

○民間団体・市町村等の被害状況の把握

・県民会議を通じた民間団体・市町村等の被害状況の調査や情報共有

○損害賠償請求ワーキンググループの設置

・県民会議に設置するワーキンググループでの損害賠償請求等の検討

○国への要望及び東京電力への損害賠償請求等

・原発事故による風評被害を含む県民すべての損害及び自治体の被害対策経費を賠償の対象として指針に明記するよう求める国への要望の実施

・東京電力に対する市町村及び民間団体と連携した損害賠償の請求及び迅速かつ完全な賠償の履行を求める要請の実施

⑦　正しい知識の普及・啓発

○ホームページ及び各種媒体による情報提供

・「放射能情報サイトみやぎ」など各種広報媒体を活用した正確な情報の提供

○不安解消に向けた対応

・放射線等に関するセミナー・講演会の開催による正しい知識の普及・啓発

・各種広報媒体やイベント等を活用した国内外へのＰＲ

4　基本方針策定等に向けての今後の予定

○ 平成２３年１２月２０日（火）	基本方針案に係る意見照会
○ 平成２４年　１月１０日（火）	基本方針案に係る意見提出期限
○ 平成２４年　１月末	東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部を開催し，基本方針を策定
○ 平成２４年　３月下旬	第３回みやぎ県民会議開催